

学校において予防すべき感染症

2025年6月

学校保健安全法に定められた「学校で予防すべき感染症」は下記のとおりです。感染症に罹患したときは、担任または保健室へ連絡をください。欠席にはならないので、治療に専念してください。

		病 名	出席停止期間
第一種	感染症予防法の一類及び二類感染症	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ）、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS）、中東呼吸器症候群（MERS）、特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	空気感染または飛沫感染する感染症で生徒の罹患が多く、学校において流行を広げる可能性が高いもの	新型コロナウイルス	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から1日を経過するまで
		インフルエンザ	発症した日の翌日から5日を経過し、かつ解熱した翌日から2日を経過するまで
		百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
		麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
		流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで
		風しん（三日はしか）	発疹がすべて消失するまで
		水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化（かさぶた）するまで
		咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消退した後2日を経過するまで
		結核	症状により感染のおそれがないと認めるまで
		髄膜炎菌性髄膜炎	症状により感染のおそれがないと認めるまで
第三種	学校の教育活動を通じ学校において流行を広げる可能性のあるもの	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
		溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後 24 時間を経て全身状態がよければ登校可能
		手足口病	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		伝染性紅斑（りんご病）	発疹のみで全身状態がよければ登校可能
		ヘルパンギーナ	発熱や咽頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可
		感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能
		マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態がよければ登校可能
		アタマジラミ	出席可能（タオル、くし、ブラシの共用を避ける）
		水いぼ	出席可能（プールでのビート板の共用は避ける）
		伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（プール、入浴は避ける）

保護者の皆さま

感染症に罹患した後、登校にあたって、医師による治癒証明や診断書は不要です。医師の指示に従って、適切な期間、療養した後、次の報告書に保護者の方がご記入いただき、生徒を通じて保健室へ提出してください。

報 告 書(感染症による出席停止について)

北海道東川高等学校長 様

年 組 生徒氏名

1 病 名

2 受診医療機関名

3 受 診 日

4 医師の指示内容 登校可能日 令和 年 月 日より

その他:

令和 年 月 日 保護者名

以下、学校記入欄

出席停止期間 令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで